

まず、昨日の藤内議員の質問に答えられていない「同朋公議」の定義を再度お尋ねいたします。「同朋公議」の明確な定義をお示してください。

次に 月間『同朋』の活用についてお尋ねします。

月間『同朋』がリニューアルし、購読数が伸び、現在の年間購読部数は5,700部前後で推移しているそうですが、今後、より多くの方々に『同朋』誌が目に触れ、手に取っていただくことを目的に、医院や病院。美容室やカフェ等、人が多く集う所に置くような方策をとられたら、いかがでしょうか。

ご門徒の中で、このような仕事に就いている方も、少なからずおられると思いますし、住職を通して了解のもと、置くことは可能かと思います。真宗の教えの公開と、頒布奨励になると思いますので、お考え下さい。

次に 転居門徒の対応について質問いたします。

宗務総長演説においても喫緊<sup>きつぎん</sup>の課題としておられますが、寺と門徒の関係の希薄や離農、仕事の都合で里を離れ、転居する門徒や次世代が少なからざる状況を迎えているのは、私も痛感している一人です。

そこでお尋ねしますが、教団で転居門徒の対応は、どのようにお考えで

しょうか。また、転居門徒の把握はできているのでしょうか。どこに転居しても、真宗とご縁を結べるようなネットワークの構築が急務ではないのでしょうか。

転居する門徒に対しての現状は、住職の裁量に任されており、転居先の寺院紹介に苦慮しているのが実情ではないでしょうか。

転居先の寺院状況がわからず、将来の所属移転なども考えると、転居先の近くにも寺があるなどと、安易には紹介ができないとの声も聞こえてきます。

転居門徒の受け入れが可能な寺院の把握は、教団としても容易なことではないと思います。まして歎異抄第六条で問題にされているように、「専修念仏のともがらの、わが弟子ひとの弟子」、言い換えれば「わが門徒他人の門徒」の問題をどう超えていけるか。「きわめたる荒涼のことなり」とは、どこかにある問題ではないでしょう。転居元と転居先の寺院間の信頼関係の構築は教団あげての重要な課題と思います。

また、宗務所には「総合相談室」が設置されていますが、転居門徒や一般の方々からの寺院紹介や葬儀や葬儀社の相談に対応するような機能を有しているのでしょうか。「ここに相談してよかった」といえるような、広く公開された「総合相談室」が、今、求められているのではないでしょ

うか。

最後に 「見真額」問題ならびに「御影堂」の名称についてお尋ねいたします。

「見真額」問題については十数年来、宗会においても論議されており、また学習資料集も作成され、当局から教務所長への指示事項、また各組所長巡回の折にも学習会・研修会の開催の奨励があり、とても大事な課題を教団が取り組んでいると了解いたすものです。今後とも力強い推進をお願いいたします。

自教区の三条でも、今年の2月20日に「靖国問題」基礎講座として、教学研究所から出講いただき、研修会を開催いたしました。多数の参加者で「見真額」問題に対する関心の高さが窺われる研修会でした。

質問ですが、宮本議員と重複するところもあり、簡潔にお尋ねいたしますが、各地の学習会等ではどのような意見、問題が出され、課題が見出されているのでしょうか。今後の具体的な取り組みを含めてお聞かせください。

御影堂の名称については、1889年、現在の御影堂造営中に旧来からの「御影堂」の名称を「大師堂」に変更され、1981年の宗憲改正で、

「大師堂」の名称を旧来の「御影堂」に復されました。宗憲改正の中でどのような論議を経て名称の変更に至ったのでしょうか。

明治期の名称変更は、「見真大師」「慧燈大師」の宣下が大きく影響していると思われませんが、宗憲改正の際「大師堂」から「御影堂」に名称を復するにあたってどのような論議がなされたのでしょうか。

また、親鸞聖人、蓮如上人の諡号や「見真額」については議論になったのでしょうか。宗憲改正時の会議資料等がありましたら、その内容をお示しください。

また、当時の記録が不明でしたら、現内局においての所見を、お伺いたします。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。